

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 株式会社ころんずが開設する、ころんず訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び、介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問看護で、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者・要支援者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、主治医の医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

- 2 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- 3 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、住民による自発的な行動による介護予防、訪問サービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 ころんず訪問看護ステーション
- (2) 所在地 神奈川県大和市下鶴間 692-2 ひかりビル 103

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者 常勤1名（兼務）
 - ① 主治医との連絡調整及び報告
 - ② 訪問看護師の管理
 - ③ 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
 - ④ 利用者の状態把握とサービスの査定
 - ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
 - ⑥ 利用者の記録保存・管理
 - ⑦ 関係機関との連絡調整
 - ⑧ 事業計画、事業報告の作成
 - ⑨ 設備、備品等の衛生管理

⑩ 管理事務処理並びに経理処理

- (2) 訪問看護師 保健師、正看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上
看護師6名(常勤1名、管理者と兼務)

(非常勤5名)

- ① 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- ② 訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施
- ③ 訪問看護実施内容の記録及び報告
- ④ 必要に応じ主治医との連絡調整
- ⑤ 管理者への協力

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数 ※必要に応じて雇用する

- ① 在宅におけるリハビリテーション

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

- (1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。祝日の営業は行う。

但し、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定(介護予防)訪問看護の提供方法)

第6条 指定(介護予防)訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した訪問看護指示書(以下「指示書」という。)により、看護師等が利用者を訪問して(介護予防)訪問看護計画書を作成し、指定(介護予防)訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医の指示書の交付を求めるように助言する。

- 2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第7条 指定(介護予防)訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーション
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談

(10) その他医師の指示による処置

2 サービスの回数と時間

(1) 介護保険の対象者

介護保険の要介護・要支援の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は20分未満・30分未満・1時間未満・1時間30分未満のいずれか、又は、利用者の希望と必要性により、それ以上の時間も可能とする。

(2) 医療保険の対象者

- ① 介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」の方は、回数の制限はなしとする。
- ② ①以外の方は、週3日までの訪問看護とする。又、1回の訪問看護時間はおおむね30分から1時間半程度とする。
- ③ 但し、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の『特別指示書』の交付があった場合、交付の日から14日間に限り訪問回数の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。

(利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

介護保険指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その一割、二割または三割の額とする。料金表は別添の通りとする。

- 2 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
- 3 利用料金は原則として、自動振替する。
- 4 その他の利用料金は以下の通りとする。

(1) 交通費

通常の事業の実施地域（第17条に定める地域）を越えて行う介護保険指定訪問看護に要した交通費は徴収しない。

(2) 死後の処置

亡くなられた後の処置については15,000円徴収する。

- 5 料金については、あらかじめ利用者や家族に文章で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文章に署名、捺印をしてもらうこととする。
- 6 キャンセル料については、徴収しない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護師等は、指定（介護予防）訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応方法)

第10条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、再発防止に努める。
- 4 当事業所は損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護 支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な処置を講ずるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に 掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会・担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第14条 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを予防するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(相談・苦情対応)

第15条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(衛生管理等)

第16条 訪問看護職員等の清潔の保持及び健康管理について、年一回の定期健康診断などの必要な管理を行う。事務所の設備及び備品などについて衛生的な管理に努める。

(介護保険指定(介護予防)訪問看護における通常の事業の実施地域)

第17条 介護保険指定(介護予防)訪問看護における通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

大和市

上草柳、下鶴間、中央林間、中央林間西、つきみ野、鶴間、西鶴間、深見、深見西、深見東、南林間、林間

町田市

小川、金森、金森東、つくし野、鶴間、南つくし野、南成瀬、南町田

相模原市南区

上鶴間本町、相模大野、相南、東林間、松が枝町

横浜市瀬谷区

相沢、卸本町、上瀬谷町、北町、五貫目町、瀬谷町、竹村町、中央、中屋敷、本郷、目黒町

横浜市緑区

霧が丘、長津田、長津田町、長津田みなみ台

横浜市旭区

若葉台

座間市

相模が丘、ひばりが丘

(その他の運営についての留意事項)

第18条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、職員でなくなったあとにおいても同様とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ころんずと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、大和市暴力団排除条例(平成23年10月1日)に規定する暴力団を利することとならないようにする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(高齢者虐待の通報)

第20条 「高齢者虐待(疑い)の防止高齢者の療養者に対する支援等に関する法律」第7条に規定する通報について、高齢者虐待を発見した場合は速やかに市町村へ通報するよう努める。
虐待防止に関する事項

- 1 当事業所では虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置し定期的な研修を実施しその結果を看護職員その他の従業者へ周知徹底を図る。
- 2 当事業所では「高齢者虐待防止のための指針」を整備している。
- 3 当事業者において看護職員その他の従業者に対して虐待防止のための研修を年1回以上実施する。
- 4 「高齢者虐待防止委員会」の措置を適切に実施するための担当を看護管理者が行う。

附則

この規定は平成29年5月1日から施行する。

令和3年6月1日改訂

令和6年6月1日改訂